を「個別帰属額基準額 ⑵×20/100－（別表六の二（九）「8」＋「17」） / 個別帰属額基準額の残額（⑬又は（⑬－⑻））－（別表六の二（九）「25」）－（別表六の二（十九）「9」）」に、「経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の⑴の合計）」を「経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得適用連結法人の⑴の合計）」に、「総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100 24」を「総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100－（別表六の二（九）「35」＋「39」） 24」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「7の㉑」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十四）「7の㉑」）」に、「総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100 / 総調整前連結税額基準額の残額 ㉘又は（㉘－㉕）」を「総調整前連結税額基準額 ㉓×20/100－（別表六の二（九）「35」＋「39」） / 総調整前連結税額基準額の残額（㉘又は（㉘－㉕））－（別表六の二（九）「45」）－（別表六の二（十九）「26」）」に、「平平（別 / 平平（別」を

「・・ / 表六の二（二十）付表「2の⑱」） / ・・ / 表六の二（二十）付表「2の⑲」）」を「平・・ / 平（別表六の二（二十四）付表「2の⑫」） / 平・・ / 平（別表六の二（二十四）付表「2の⑬」）」

に改め、同表の記載整備第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の4第3項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「別表六の二（二十）「7」又は別表六の二（二十）付表「2」」を「別表六の二（二十四）「7」又は別表六の二（二十四）付表「2」」に改め、同表を別表六の11(十六)とする。

別表六の11(十四)付表を削る。

別表六の11(十四)の表中「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二（十四）付表「18」） / 連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二（十四）付表「19」）」を「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二（十七）付表「20」） / 連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二（十七）付表「21」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「7の⑲」）」を「調整前（別

連結税額超過構成額（別表六の二（二十四）「7の⑲」）」

に改め、同表の記載整備第11号中「（使途秘匿金」を「（連結法人に使途秘匿金」に改め、同第13号中「中小連結親法人（租税特別措置法第68条の9第2項」を「租税特別措置法第68の9第3項」に改め、「をいう。）」を削り、同第四号中「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）附則第28条第2項（連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）」を削り、同表を別表六の11(十七)とし、同表の次に次の1表を加える。